

後期高齢者医療保険料率が変わります

後期高齢者医療保険料率は、高齢化などによる医療費の増加等を反映し、2年ごとに見直されます。

令和8・9年度の茨城県の後期高齢者医療保険料率は、被保険者数や医療給付費などの見込みを踏まえ、収支が均衡するように次のとおり決定されました。また、令和8年度から子育て施策の拡充に充てるため、「子ども・子育て支援納付金分(子ども分)」が、従来の保険料に加算された金額での納付になります。保険制度の安定的な維持・運営のため、ご理解をお願いします。

茨城県の保険料率【県内均一】

区分	令和7年度	令和8年度		令和9年度	
		医療分	子ども分	医療分	子ども分
所得割率	9.66%	9.32%	0.28%	9.32%	子ども分については、再度見直される予定です。
均等割額	47,500円	49,500円	1,400円	49,500円	

【保険料の計算方法】

一年間の保険料	=	<table border="1"> <tr> <th>医療分 (100円未満切り捨て)</th> </tr> <tr> <td>〈所得割額〉 賦課のもととなる金額 × 所得割率(9.32%)</td> </tr> <tr> <td>〈均等割額〉 49,500円</td> </tr> </table>	医療分 (100円未満切り捨て)	〈所得割額〉 賦課のもととなる金額 × 所得割率(9.32%)	〈均等割額〉 49,500円	+	<table border="1"> <tr> <th>子ども分 (100円未満切り捨て)</th> </tr> <tr> <td>〈所得割額〉 賦課のもととなる金額 × 所得割率(0.28%)</td> </tr> <tr> <td>〈均等割額〉 1,400円</td> </tr> </table>	子ども分 (100円未満切り捨て)	〈所得割額〉 賦課のもととなる金額 × 所得割率(0.28%)	〈均等割額〉 1,400円
	医療分 (100円未満切り捨て)									
	〈所得割額〉 賦課のもととなる金額 × 所得割率(9.32%)									
〈均等割額〉 49,500円										
子ども分 (100円未満切り捨て)										
〈所得割額〉 賦課のもととなる金額 × 所得割率(0.28%)										
〈均等割額〉 1,400円										

※賦課のもととなる金額＝総所得金額等－基礎控除額

総所得金額等：

前年の収入から公的年金控除額や給与所得控除額などを差し引いたもので、各種所得控除前の金額(遺族年金や障害年金は含まない。)

基礎控除額：

前年の合計所得金額が2,400万円以下の場合43万円

保険料の年間上限額が改正されました

年収約1,000万円を超える人は、保険料の年間上限額が令和7年度は80万円でしたが、令和8・9年度は医療分が85万円に引き上げられ、新たに子ども分が2万1,000円に設定されました。

保険料を軽減する措置があります

所得が低い人や被用者保険の被扶養者には保険料均等割額の軽減措置があります。詳しくは、市ホームページ、茨城県後期高齢者医療広域連合ホームページまたは7月中旬にお送りする資格確認書などの同封書類をご覧ください。



▲市ホームページ



▲広域連合ホームページ

問 医療保険課 医療・年金G ☎52-1111 内線164